

# ビワイチ推進条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方について

## 1 意見募集の結果

令和4年1月17日（月）から同年2月16日（水）までの間、ビワイチ推進条例案要綱についての意見を募集した結果、13名（団体）の方から25件の意見が提出されました。なお、これら条例案要綱案については、市町に対しても、意見照会を行い併せて37件の意見が提出されました。

## 2 提出された意見(37件)

	意見者	条等	項目	提出された意見の概要	修正の 要否	意見に対する考え方(案)
1	愛荘町	前文	—	「私たちのふるさと滋賀県は」を「私たちのふるさと滋賀県には」に修正してはどうか。	修正	<u>ご意見のとおり修正します。</u>
2	愛荘町	前文	—	「これまでからも」を「これまでも」に修正してはどうか。	修正	<u>ご意見のとおり修正します。</u>
3	愛荘町	前文	—	「琵琶湖を一周する周遊のほか、湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊する」を「琵琶湖を一周する周遊と湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊する」に修正してはどうか。	修正	<u>ご意見のとおり修正します。</u>
4	愛荘町	前文	—	「ビワイチを本県を特徴づけるブランドとして最大限に活用して、今後更に国内外からサイクリストが本県に来訪する機会を増加させ」を「ビワイチが本県の特徴的なブランドとして最大限に活用し、今後更に国内外のサイクリストが本県に来訪する機会を増加させ」に修正してはどうか。	原案のとおり	文意に影響を与えるものではないことから、原案のとおりといたします。
5	団体	第2	定義	サイクリストの定義が「ビワイチその他の自転車を利用したレクリエーションを行うものをいいます」であるが、レクリエーションの定義は「肉体と精神のリフレッシュという目的でおこなうもの」であり、主旨にあっていると思うが、イメージとして観光目的のみにとられないか。	原案のとおり	この条例ではビワイチを第2（1）にあるとおり、主たる目的としては観光地等を周遊することと定義しておりますが、競技や健康づくりなどの目的で周遊することを除くものではないことから、原案のとおりといたします。
6	団体	第2	定義	ビワイチ推進関係団体の定義を第2定義(4)の表現とあわせ、「ビワイチの推進に関する活動を行う団体という」から「ビワイチその他の自転車利用の推進に関する活動を行う団体」に修正してはどうか。	原案のとおり	ビワイチ推進関係団体とは、ビワイチの推進を主たる目的とする団体に限定するものではなく、ビワイチの推進に関係する活動を行う団体を幅広く対象としようとするものであることから、原案のとおりといたします。
7	団体	第6	ビワイチ推進関係団体の役割	ビワイチ推進関係団体の役割を第2定義(4)の表現とあわせ、「ビワイチ推進関係団体は、基本理念ののっとり、ビワイチに関する情報の発信その他のビワイチの推進に関する取組を行うよう努めるものとする」から「ビワイチ推進関係団体は、基本理念ののっとり、ビワイチその他自転車利用に関する情報の発信その他のビワイチの推進に関する取組を行うよう努めるものとしします」としてはどうか。	原案のとおり	この条例の目的に照らしてビワイチ推進関係団体の役割を規定するもので、ご意見の「自転車利用に関する情報の発信」については原案の「その他ビワイチの推進に関する取組」に含まれるものと考えられることから、原案のとおりといたします。
8	団体	第8	サイクリスト等の配慮	第8サイクリスト等の配慮第1項を「サイクリストは、ビワイチの経路の周辺に居住する者、歩行者および自動車等の安全な通行ならびに地域の生活環境、自然環境等との調和に配慮するよう努めるものとする」から「サイクリストは、走行する周辺に居住する者、歩行者および自動車等の安全な通行ならびに地域の生活環境、自然環境等との調和に配慮するよう努めるものとしします」としてはどうか。	原案のとおり	この条例はビワイチの経路におけるサイクリストの配慮として規定するものであり、ご意見のビワイチの経路以外の場所での安全な通行等に配慮することについては、滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例等の関係条例において規定していることから、原案のとおりといたします。
9	団体	第8	サイクリスト等の配慮	第8サイクリスト等の配慮第2項を「ビワイチの経路を走行する自動車等の運転者は、サイクリストが安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする」から「走行する自動車等の運転者は、サイクリストが安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとしします」としてはどうか。	原案のとおり	この条例はビワイチの経路における自動車等の運転者の配慮として規定するものであり、一般的に自動車等が道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めることについては、滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例において規定しているため、原案のとおりといたします。

意見者	条等	項目	提出された意見の概要	修正の 要否	意見に対する考え方(案)	
10	個人	第8	サイクリスト等の配慮	サイクリストの心構え、注意点が述べられていない。ビワイチに参加するサイクリストには、交通ルール、マナー等の講習(理解度試験を実施)を義務付け、それをクリアした者にビワイチ→サイクリスト認定証を与え、自転車にも表示する仕組みを望む。また、自転車も違反すれば警告、罰金が課せられることをしつこく指導する事が必要。警察もサイクリストの取り締まりも積極的に行うことを示してもらいたい。交通ルール、モラル(ごみ、タバコの喫煙など)守れる者がビワイチに参加出来る資格があることをしつこいほどアピールして欲しい。当たり前の事が出来ない、守れない者などビワイチしないでくださいとも発信すべき。	原案の とおり	サイクリストの心構え等については、条例案要綱第8 サイクリスト等の配慮に規定しているところであり、原案のとおりといたします。ルールやマナーの啓発等については、一層の啓発に取り組まれるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
11	団体	第11	基本方針	ビワイチは多くの部署が関係してくるので、「県は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならないものとする」の後に、「県が管轄する自転車に関する施策について所管する担当部署において、横断的に調整するものとする」旨記載してはどうか。	原案の とおり	ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な体制の整備を図ることについては、条例案要綱第22推進体制の整備に規定しているところであり、原案のとおりといたします。
12	団体	第15	人材の育成等	中学校、小学校等が含まれていないので、中学校、小学校等を入れてはどうか。	原案の とおり	人材の育成等の規定は、現にビワイチに関係する事業を行う者のほか、社会人になれる方を念頭に置いたものであり、中学校の生徒、小学校の児童等のビワイチ挑戦などは、これまでから、地域団体やPTAなど「青少年を支援する団体等」が取り組まれていることから原案のとおりといたします。
13	彦根市	第16	道路環境の整備	現状では第16に基づく整備や対応は困難であると認識しており、市道を含めたビワイチルートの一括的な維持管理もしくは市が実施する際の財政的な支援などを当該要綱に記載するか、第11に規定する基本方針に盛り込むよう、お願いしたい。	原案の とおり	この条例はビワイチを通じた全県的な観光振興等を図ることを目的とするものであり、道路環境の整備は、国、県、市町との適切な役割分担のもと行われるものであることから、原案のとおりといたします。
14	彦根市	第18	安全な利用に関する取組	今後のビワイチを推進する上で、危険が認識されている箇所に関しては、ルート変更を含めた対応を本要綱に盛り込んでいただきたい。	原案の とおり	ビワイチの経路における個別に調整が必要な件については、ご意見を踏まえ、必要に応じ検討されるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
15	愛荘町	第23	財政上の措置	「ビワイチ推進施策を推進するため」を「ビワイチ施策を推進するため」に修正してはどうか。	原案の とおり	第1の目的でビワイチの推進に関する施策を「ビワイチ推進施策」と定義していることから、原案のとおりといたします。
16	愛荘町	—	全体	「市町の役割」が明記されていない。	原案の とおり	地方分権の推進の観点から、県の条例で市町の役割を規定することは適当ではないことから、原案のとおりといたします。なお、第9に国、市町等との連携協力等を規定しています。
17	個人	—	全体	原付の法定速度は30キロなのに自転車には規制が無い。自動車と変わらない速度で走る自転車もよく見かける。条例等でも規制していただきたい。	原案の とおり	法定速度については、関係する法令において規制されるものであり、原案のとおりといたします。

※ 下線部分は、条例案要綱を修正することを示しています。

	意見者	条等	項目	提出された意見の概要	修正の 要否	意見に対する考え方(案)
18	団体	第11	基本方針	この条例で策定される基本方針は、先に策定された「ビワイチビジョン」を踏まえ、策定されるものか。	(運用)	条例の規定に基づき、ビワイチ推進総合ビジョン等を踏まえて、基本方針を策定されるものと考えます。
19	大津市	第16	道路環境の整備	ビワイチの経路の決定は、「要綱第4 県の責務」に基づくビワイチ推進施策において、県が行うものと考えてよいか。	(運用)	ビワイチの経路については県と市町等で構成する協議会において決定されています。
20	愛荘町	第16	道路環境の整備	3項で県道以外は町で実施すると読み取れるが、町の道路整備箇所とビワイチで整備しなければならない箇所のすり合わせは行うのか。	(運用)	整備にあたっては、県と市町で十分調整されるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
21	大津市	第18	安全な利用に関する取組	自転車の安全な利用の啓発および指導、その他必要な措置について、具体的にどのような取組を実施あるいは実施を予定しているか。	(運用)	啓発冊子の作成や自転車安全利用講習会の開催その他効果的な啓発や指導に引き続き取り組まれるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
22	大津市	第23	財政上の措置	必要な財政上の措置には、市町への支援（補助金等）が含まれていると考えてよいか。	(運用)	必要な財政上の措置は、県が実施する施策に対するものです。
23	個人	—	(運用)	サイクリストを迎えるゲストハウスなどの個人事業主間のつながりが作りやすいように、県・市・観光協会などがバックアップする仕組みが欲しい。	(運用)	ビワイチ関係事業者などの相互連携等については、ご意見を踏まえ、今後検討されるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
24	個人	—	(運用)	事故が起きた時の医療機関への連絡網や関係機関等との連携など公による配慮が必要。	(運用)	病院の所在地や連絡先などわかりやすい情報提供や関係者との連携等については、ご意見を踏まえ、今後検討されるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
25	団体	—	(運用)	ビワイチというキーワードがキャッチーに聞こえるが、それに縛られている。ビワイチのセカンダリーでもいいので、観光に重きを置いた滋賀県でのサイクルツーリズムのネーミングを考え、観光を主眼にしたサイクリングを支援し、琵琶湖周辺部以外でのサイクリングの増進を図っていき、滋賀県下全域でさまざまなセグメントのサイクリングを創出していくべき。	(運用)	観光を主眼にしたサイクリング支援、琵琶湖周辺部以外でのサイクリングの増進等については、ご意見を踏まえ、今後検討されるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
26	個人	—	(運用)	サイクリストのマナー向上、ルール啓発を求める。同趣旨他3件	(運用)	サイクリストのマナー向上、ルール啓発に一層取り組まれるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
27	個人	—	(運用)	安全に走れる道路環境の整備を求める。同趣旨他5件	(運用)	安全に走れる道路環境の整備に一層取り組まれるよう、県の執行機関に対して要請いたします。
28	個人	—	(運用)	特に問題ない。同趣旨他1件	(運用)	